

所管事務調査報告書

令和 2 年 2 月 12 日

都城市議会

目 次

- 1 総務委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 文教厚生委員会・・・・・・・・・・・・ P 13
- 3 建設委員会・・・・・・・・・・・・・・ P 23
- 4 産業経済委員会・・・・・・・・・・・・ P 34
- 5 広報広聴委員会・・・・・・・・・・・・ P 48

令和2年2月7日

都城市議会
議長 榎木 智幸 様

総務委員会
委員長 川内 賢幸

総務委員会報告書

平成30年第2回都城市議会定例会及び平成31年第1回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第109条の規定により、下記のとおり報告します。

1 調査事項

- (1) 議会 I C T の推進について
- (2) 人口減少対策について
- (3) 行財政運営について
- (4) 防災・減災対策について

2 本市における現状及び課題等について

(1) 議会 I C T の推進について

本市では、平成31年度から行政側においてタブレット端末を活用した会議システムを導入している。議会としても、タブレット端末導入による議会 I C T 化の必要性を長年議論していたことから、議会運営委員会と総務委員会においてそれぞれ調査研究を行うこととした。

平成30年12月19日の議会運営委員会において、総務委員会が引き続きタブレット端末導入に向けた調査・研究することを決定し、平成31年2月25日にはタブレット端末及び会議システム導入については市民利益に資するものとして、令和2年度の導入を目標とする調査結果を取りまとめ議長へ報告した。

課題としては、タブレット端末及び会議システム導入に初期投資及びランニングコストが必要になる点であり、導入の初年度は約590万円が見込まれ、事業計画の5年間にかかる費用は約1,500万円となる見込みである。

タブレット端末及び会議システム導入に伴いペーパーレス化を進めることで、用紙代や印刷費等の経費削減も見込まれることから、削減効果についても検証する必要がある。また、タブレット端末及び会議シ

システム導入後には運用ルールを作成する必要もあることから、先進地の自治体を調査・研究することにした。

(2) 人口減少対策について

本市の人口は、年度当初の4月1日時点でみていくと合併後の平成18年4月1日時点の170,800人から人口減少が長年続き14年が経過している。「国立社会保障・人口問題研究所」が公表した本市の人口推計では、2020年に161,270人と推計しており、2060年には115,385人まで減少すると予想されている。

これを受け「都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第2次都城市総合計画」では、2020年の市総人口を概ね162,000人とし、2060年の目標値を概ね133,000人と掲げている。

大枠の課題として合併以降、転出が転入を超過する状態が続いており、これを解消するための取組がこれまで以上に求められると考えられることから、各種人口減少対策に取り組んでいる自治体を調査・研究することにした。

(3) 行財政運営について

本市では、合併後10年以上が経過し人口減少が進む中、限られた財源をどのように市民生活に還元していくのかが課題となっている。

ふるさと納税の改革に乗り出し、自主財源比率は向上しているものの、子どもの医療費や保育料、公共施設の適正管理など課題が山積している。

また、入札制度について不落や辞退等が見られることもあり、適正な価格、制度のもと公正公平に行われるべきとの観点から勉強会を実施することにし、未来に向けた本市の行財政運営について調査・研究することにした。

3 調査の経過

開催日	活 動	内 容
平成 30 年 3 月 15 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
平成 30 年 6 月 22 日	委員会 (委員間討議)	議会 I C T の推進：タブレット端末導入による経費削減等についての視察研修を決定
平成 30 年 9 月 19 日	委員会 (委員間討議)	行財政運営の勉強会として「入札制度」について行うことを決定

開催日	活 動	内 容
平成 30 年 9 月 27 日	委員会 (委員間討議)	行政視察の行程確認
平成 30 年 10 月 24 日	行政視察 (千葉県木更津市)	行政視察 (モバイルワークの推進について)
平成 30 年 10 月 25 日	行政視察 (神奈川県藤沢市)	行政視察 (シティプロモーションについて)
平成 30 年 10 月 26 日	行政視察 (埼玉県所沢市)	行政視察 (議会 I C T の推進と議場の利活用)
平成 30 年 11 月 12 日	勉強会 (全議員対象)	入札制度勉強会
平成 30 年 12 月 14 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
平成 31 年 1 月 10 日	委員会 (委員間討議)	議会 I C T に関する調査・研究について
平成 31 年 1 月 25 日	行政視察 (鹿児島県曾於市)	行政視察 (タブレット端末導入による効果)
平成 31 年 1 月 30 日	委員会 (委員間討議)	議会 I C T に関する調査・研究について
平成 31 年 2 月 6 日	委員会 (委員間討議)	議会 I C T に関する調査・研究について
平成 31 年 2 月 13 日	委員会 (委員間討議)	議会 I C T に関する調査・研究について
平成 31 年 2 月 25 日	委員会 (報告書提出)	「議会 I C T 化に関する調査報告書」を議長へ提出
平成 31 年 3 月 15 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
平成 31 年 3 月 18 日	委員会 (委員間討議)	行政視察の時期について
平成 31 年 4 月 17 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について 行政視察について
平成 31 年 4 月 24 日	委員会 (委員間討議)	議会 I C T の推進について 情報政策課より執行部の取り組み状況説明 富士ソフト㈱より moreNOTE の製品説明 行政視察について

開催日	活 動	内 容
令和元年 5月8日	委員会 (委員間討議)	議会 I C T の推進について 東京インタープレイ(株)より SideBooks の 製品説明 討議結果：導入システムを moreNOTE に決定
令和元年 5月29日	委員会 (委員間討議)	議会 I C T の推進について 人口減少対策について 行財政運営について 行政視察について 議長及び議会運営委員会へタブレット端末 導入審査経過を報告
令和元年 6月21日	委員会 (委員間討議)	行政視察について
令和元年 7月1日	行政視察 (群馬県伊勢崎市)	行政視察 (外国人生活支援)
令和元年 7月2日	行政視察 (栃木県栃木市)	行政視察 (移住・定住の推進)
令和元年 7月3日	行政視察 (栃木県足利市)	行政視察 (結婚支援)
令和元年 9月2日	勉強会 (全議員対象)	行財政運営勉強会
令和元年 9月17日	委員会 (委員間討議)	政策提言について
令和元年 9月25日	委員会 (委員間討議)	政策提言について
令和元年 10月18日	委員会 (委員間討議)	人口減少対策について 防災・減災対策について 政策提言について
令和元年 11月5日	管内視察	防災・減災対策について 水害浸水地域の現状について (下川東～志比田～宮丸～西町) 人口減少対策について 婚活イベント開催の2団体 (クロスナイト・良縁どっと混む) 政策提言について

開催日	活 動	内 容
令和元年 11月20日	委員会 (委員間討議)	政策提言について
令和元年 12月13日	委員会 (委員間討議)	政策提言の内容修正
令和2年 1月16日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査報告書について タブレット端末運用ルールについて
令和2年 1月22日	委員会 (委員間討議)	タブレット端末運用ルールについて

4 調査の内容

(1) 議会 I C T の推進について

ア モバイルワークの推進について（千葉県木更津市）

(ア) タブレット端末の導入について行政側との連携を図りながら取り組んでおり、議会のための導入と違い、相互に連携の取れた活用がされている。

例えば、各種資料について、データとして双方がその利便性を理解したうえで運用しているため、ある程度の一貫性が図られ、タブレット端末を使用して双方の取組が効率的に機能していた。

(イ) 110 台のタブレット端末が導入されており、導入の予算については行政側の予算として計上されており、この点からも行政、議会が相互理解のもと必要なカテゴリーとしてタブレット端末を活用し、取り入れていた。

(ウ) 委員会審査において、複数の紙資料について説明を受けなくても、タブレット端末を通じて共通画面で確認できることからスムーズに審査に臨むことができている。

(エ) タブレット端末を通じて、ある程度のデータにどこからでもアクセスできるという点は、議会報告会はもちろんのこと議員個人の活動への利便性も向上し、正確な資料を用いて市民との意見交換ができている。

(オ) 紙資料の経費削減や郵便、F A X 等の通信費の経費削減にもつながっている。

イ 議会 I C T の推進と議場の利活用（埼玉県所沢市）

(ア) 議会が積極的に I C T 化に取り組んでおり、タブレット端末を導入していない行政をけん引する形で取り組んでいた。

(イ) タブレット端末の購入や wi-Fi 設備の導入等には政務活動費を充当している。

(ウ) 広報活動でもそれぞれの議員の裁量によって活用されており、事務の合理化・効率化にもつながっていた。

ウ タブレット端末導入による効果について（鹿児島県曽於市）

(ア) タブレット端末導入について行政側との連携を図りながら活用していた。

(イ) タブレット端末導入については議会主導で率先して先進地の視察を行い各党派等からメンバー 8 名を選出して「タブレット端末導入作業部会」を設置して取り組んでいた。

(ウ) タブレット端末の操作研修やタブレット端末導入による効果の検証などを行っており、研修は月 1 回行っている。

(エ) SideBooks を導入しており、導入の決め手は他市と同じように無限階層フォルダの設定やファイルの横断検索が可能であること。

(オ) ペーパーレス化はもちろんのこと、総合的な人件費の削減や効率的な議会運営、連絡調整などが挙げられていた。実際に削減できる経費として平成 27 年 12 月～平成 29 年 9 月定例会の期間での比較算出として 6,394,000 円の経費が削減されている。

エ 議会のタブレット端末導入検討及び効果等

(ア) 総務委員会で検討した結果、導入ソフトは行政側が導入したのと同じ moreNOTE に決定。タブレット端末は ipadPro12.9 インチとし、議会運営委員会へ報告した。

(イ) 導入後のタブレット端末運用についてルール作りが必要となる。

(ウ) タブレット端末の導入効果を高めるため、タブレット端末の操作方法に関する勉強会を定期的 to 実施する必要がある。

(エ) 年間の経費削減額は約 350 万円。5 年間の経費削減額は約 1,700 万円を見込んでおり、タブレット端末導入に関わる投資約 1,500 万円を差し引いた 5 年間の経費削減額は約 240 万円を見込んでいる。

(2) 人口減少対策について

ア シティプロモーション事業の推進（神奈川県藤沢市）

(ア) 市民アンケートの結果として「市への愛着度」98%、「今後も住み続けたい」97%となっている。

(イ) 市民が我がまちの良いと感じた部分をInstagramや動画など

を通じてPRしている。

(ウ) 職員一人一人がPRマンとして意識向上を図り、職員自らが我がまちの良さを発信していく活動を行っている。

(エ) 「ふじさわファンクラブ」を立ち上げ、我がまちの素晴らしさを市民一人一人に伝える「対内PR」という形をとり、我がまちの愛着につなげたことが結果として対外PRになっていた。

イ 外国人生活支援（群馬県伊勢崎市）

(ア) 平成3年8月から外国人相談窓口を開設し、母国語による相談を行っている。

本年度については、国の補助事業を活用して、翻訳機やタブレット端末を導入したことにより、これまでの4言語対応から74言語対応へ拡充している。

(イ) 多言語エキスパートの非常勤職員が1名おり、5カ国語に対応している。

(ウ) 相談内容については多岐にわたっており、住民登録から税金、福祉医療、教育、住居に至るまで様々な対応を行っている。

(エ) 外国人支援相談窓口、NPO委託による日本語教室開設のほか、外国人向け生活オリエンテーション、多文化理解講座、外国人生活ガイドブック（4言語）、防災マップなど実に20を超える事業を展開しており、外国人との共生、協働の地域社会づくりに取り組んでいる。

(オ) 日本社会に溶け込んで生活している日本語力の高い外国人をコミュニティリーダーと位置付け、地域とのパイプ役を担う取組を行っていた。

ウ 移住・定住の推進（栃木県栃木市）

(ア) 「住みたい田舎」ベストランキングにおいて空家バンク成約数が多い自治体、子育て世代が住みたい田舎部門で1位になっており、若者世代が住みたい田舎、総合部門でも2位となっている。

(イ) 空き家バンクの紹介画面は、とても見やすく、物件にも好感を持ってもらえるよう配慮している。空き家バンクの管理は、地元の宅建協会に委託しており、間取りや外観、内観もしっかりと掲載されており、どこに費用がかかるか検討しやすい紹介となっている。

(ウ) コンパクシティに向けた取組として「まちなか定住促進住宅新築等補助制度」、地域コミュニティを維持及び形成していくための事

業として「多世代家族住宅新築等補助制度」、新婚夫婦を支援することにより定住を促進する「結婚新生活支援補助制度」を実施している。

本市でも実施している住宅金融公庫と連携した借入金利を下げる「フラット 35：子育て支援型・地域活性化型」、移住促進を目的に通勤電車の特急券及び通学定期券購入を助成する制度「楽賃」といった取組を展開していた。

- (エ) お試し滞在事業として、蔵や古民家を改造した建物「I J Uテラス蔵人館」「蔵の街やどかりの家」を活用して移住体験希望者の受け入れを行っている。

実績として「やどかりの家」では開設から 3 年 3 カ月で 85 組 212 名、「I J Uテラス蔵人館」では開設から 1 年 3 カ月 80 名が利用しており内 8 組 18 名が移住を完了、2 組 5 名が移住予定となっている。

- (オ) 市が移住・定住支援情報として発行している「とちぎで暮らそ」には移住者や移住体験者の声を掲載している。

エ 結婚支援（栃木県足利市）

- (ア) 結婚支援の事業として、「あしかが婚活応援事業」という名義使用を許可し民間の取組を支援している。

- (イ) 足利駅に「足利市移住・定住相談センター」を開設し、婚活情報発信などを行っている。

- (ウ) 観光振興面では、縁結び神社を目玉に多くのコンパを開催しており他にも縁結びツアー、日本夜景遺産を利用したナイトウォーキングやナイトウェディング等、多くの取組を展開している。

- (エ) 観光客入込客数は、平成 19 年ごろは 280 万人前後で推移していたが、平成 30 年には 508 万人と大幅に増加していた。

オ 婚活支援（クロスナイト・良縁どっと混む）

- (ア) 婚活支援事業の業務を委託している団体のうち、クロスナイト並びに N P O 法人婚活支援良縁どっと混むから、イベントの状況や実績、本市の現況を確認するために管内視察を実施した。

- (イ) クロスナイトでは、出会いの場を提供するだけでなく、当日の服装や髪形など幅広く相談に乗ることで、より参加者の希望に沿ったイベント開催を心掛けていた。

- (ウ) 良縁どっと混むでは、様々な出会いの場の創出を工夫しており、

ハロウィンやショートコントで間違い探しといったユニークな取組を行い幅広い層の参加者が見られた。

- (エ) 2団体から共通して聞かれた今後の課題として、出会いの場の創出とは別に、個々人のマナーや身なり、人との接し方といった人間性を育成する取組が必要であるとの意見もあった。

(3) 行財政運営について

ア 本市の財政状況

- (ア) 令和元年9月2日に監査委員を招いて、本市の財政状況についての勉強会を開催した。

- (イ) 自主財源の歳入総額に対する比率「自主財源比率」についてはふるさと納税に力を入れ始めた平成26年以降、年々上昇しており平成30年度は50.4%となり過去10年で最も高い比率となっている。県内9市の自主財源の平均は平成29年度で35.2%であることから、本市の財政状況が改善していることがわかった。

- (ウ) 財政構造の硬直度や弾力性を示す指標である経常収支比率については、93.4%となっており、県内9市の平均92.6%よりも高い割合となっていることがわかった。この指標は80%を超える場合は、弾力性が失われつつあるとされており、自主財源比率が改善しているものの全体として厳しい状況である。

イ 入札制度の現状

- (ア) 事後審査型競争入札、電子入札、建設工事等の競争入札、建設工事指名競争入札、物品購入等に係る指名競争入札、役務等に係る指名競争入札について契約課を招いて勉強会を開催した。

- (イ) 不調や不落が多い点について、人手不足や該当工事について技術者が確保できないといった問題が出てきていることを確認した。

(4) 防災・減災対策について

ア 本市の状況

- (ア) 本市では、大規模災害時の後方支援拠点としての役割を担うべく、県内の関係市町村と連携を図りながら各種体制作りに取り組んでいる。後方支援を想定した訓練や定住自立圏にある市町村消防団との消防団広域連携訓練等を実施している。

- (イ) 平成29年度には、指定避難所の見直しを行い耐久性を備え、

多人数を収容できる地区公民館や学校体育館などの公共施設が新たに指定された。

(ウ) 平成 29 年度に見直された一次避難所の中には、浸水想定区域にある施設、河川のすぐそばにある施設が指定されている場所があり、昨年には河川氾濫により一次避難所に避難できないケースがあるなどの課題が浮き彫りになっている。

(エ) 消防団員の確保や災害時の拠点となる消防団詰所の老朽化や設備不足等に対する対策が必要となっている。

5 委員会としての意見

(1) 議会の I C T の推進について

行政文書を始めとする各種資料については、タブレット端末及び会議システムを使用した議会審議及び委員会審査等に対応できるファイル形式での資料作成や保存を行い、効率的な議会運営が行えるようにする必要がある。運用ルールについては、令和 2 年 1 月 22 日総務委員会において、導入目的やタブレット端末の貸与及び禁止事項等を作成しており、導入後は運用ルールを遵守していくこととしている。

また、ペーパーレス化を進め経費削減にも努めるとともに、議会と行政との連絡調整等についても、速やかな情報提供や連携が図れる体制を整える必要があると考える。

(2) 人口減少対策について

「対内、対外の両面から行う人口減少対策の実施」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

○ 人口減少対策として対内、対外両面からの取組を分かりやすく戦略的に行うこと。

ア 対外的な取組として、現状の実績をより向上させるために、空き家バンクの内容改善や地域の魅力発信方法の改善と移住後のイメージをわかりやすく提示すること。手段の一つとして、新たに開始した L I N E アプリ事業での空き家バンク情報等との連携を図っていくことや現在の相談窓口の在り方も含めて充実した措置を講じること。

イ 対内への取組として、更なる郷土愛の醸成と住みたくなる、働きたくなる、子育てしたくなる都城を作るための市民一丸となる取組として市民加入型の「都城市ファンクラブ」を設けること。

ウ 若者の県外流出率減少に向け、現在行っている高校生の企業見学ツアーについて、夏休み期間等を利用して小中学生から行うこと。

エ 婚活支援について、業務提携団体と積極的な意見交換を行い、現状を把握し、参加者の傾向に即した事業提案、支援を行うこと並びに業務提携団体が運営しやすい環境を整えること。

(3) 外国人との共生社会実現について

「市民と外国人との交流・共生を促す事業の実施」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

○ 外国人との共生社会実現に向けて、在住外国人の支援をこれまで以上に積極的に行い、市民に対しては共生社会実現に向けた事業を展開すること。

ア 外国人相談窓口を広く周知するとともに、タブレット端末や翻訳機を活用し多言語に対応できる環境をいち早く整えるとともに、多言語エキスパートの採用を行うこと。

イ 在住外国人及び外国人技能実習生向けの日本語講座開催や生活安全講座等の実施や案内を雇用主等と協力・連携のもと積極的に行うとともに、市内各地で開催できる体制を構築すること。

ウ 市民に対し、外国人在住の状況をしっかり伝えとともに、不安等を取り除くため、都城国際交流協会（M I A）や雇用主等と協力・連携のもと交流の場を創出するとともに多文化共生社会実現に資するあらゆる支援事業を行うこと。

(4) 適切な行財政運営について

財政状況については、好調なふるさと納税の効果もあり自主財源比率が50%を超える状況となっているが、扶助費は過去10年間一貫して増加しており、経常収支比率も依然として高い状況が続いているため、今後の事業展開については、歳入歳出のバランスを図りながら、柔軟かつ堅実な事業展開及び予算執行を心掛けること。

入札については、不調や不落に加え、1社入札も見られるようになっている。人手不足解消のため、人材確保につながる事業を展開すること及び分割発注を行うなど発注の在り方も工夫すること。

(5) 防災・減災対策について

「防災・減災の向上に資する事業の実施」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

○ 後方支援拠点としての防災・減災力の向上を図るため、現状の課題に対ししっかりと対処できる事業を展開するとともに、市民参画のもとに防災力・減災力の向上にこれまで以上に向き合い取り組むこと。

ア 避難所（一次・二次）について、建物そのものの安全性だけでなく、市民の避難経路や周辺の状況、過去災害の有無などを今一度見直し、これからの大規模災害時に市民の安心安全を図れる施設を指定すること。

イ 災害時に各地域で重要な役割を果たす消防団については、資機材の充実のみならず、長時間にわたり待機する詰所について、老朽化や統廃合による建替えはもとより、既存詰所のトイレや空調設備などの充実を図るための取組を促進すること。

ウ 自主防災組織については、結成率は高い数字となっているが、災害の際に実際に活動できるよう、助言・連携・支援を積極的に行うこと。

令和2年2月5日

都城市議会
議長 榎木 智幸 様

文教厚生委員会
委員長 福島 勝郎

文教厚生委員会報告書

平成30年第2回都城市議会定例会及び平成31年第1回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第109条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 福祉行政について
 - ・子育て支援の充実について
- (2) 保健医療・年金行政について
- (3) 教育行政について
 - ・子どもの教育環境の充実について
 - ・子どもの学力向上対策について

2 本市における現状及び課題等について

- (1) 福祉行政について
 - ア 子育て支援の充実を図るための施策に対する窓口が煩雑化しているため、手続や相談窓口の場所が分かりづらい。
 - イ 生活困窮世帯等の子どもは、貧困の連鎖により教育等が十分に行き届きにくい。
 - ウ 喫緊の課題である少子化に向けた対策を講じるためには、安心して子育てのできる環境が重要である。
 - エ 煩雑な窓口による手続を改善し、気軽に相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関が情報を共有することにより相談に対する効率化を図ることが必要である。

(2) 保健医療・年金行政について

ア 国民健康保険制度の改正により、国民健康保険制度の都道府県単位化が平成30年度から開始された。

イ 第7期介護保険事業計画により、所得段階に応じて設定する介護保険料等が変更された。

(3) 教育行政について

平成31年度「全国学力・学習状況調査」によると、小・中学校の全教科において全国平均をやや下回っている。

3 調査の経過

日 程	活 動	内 容
平成30年 2月13日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
平成30年 3月15日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について 行政視察について
平成30年 5月21日	勉強会	国民健康保険条例の改正概要と改正に伴う 今後の制度運用について 介護保険条例の改正概要と改正に伴う今後の 制度運用について
平成30年 5月21日	委員会 (委員間討議)	行政視察について
平成30年 6月22日	委員会 (委員間討議)	行政視察について
平成30年 9月19日	委員会 (委員間討議)	行政視察について
平成30年 10月29日	行政視察 (東京都足立区)	子どもの貧困対策「未来へつなぐあだちプロジェクト」について
平成30年 10月30日	行政視察 (茨城県取手市)	学校図書館-市立図書館連携事業「ほんくる」について
平成30年 10月31日	行政視察 (神奈川県大和市)	学力向上支援事業「放課後寺子屋やまと」について
平成31年 2月8日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
平成31年 2月26日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について

平成 31 年 3 月 14 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
令和元年 6 月 21 日	委員会 (委員間討議)	勉強会及び行政視察について
令和元年 7 月 23 日	行政視察 (新潟県三条市)	子ども・若者総合サポートシステムについて
令和元年 7 月 24 日	行政視察 (茨城県常総市)	常総ほっとサタデー教室について
令和元年 7 月 25 日	行政視察 (東京都三鷹市)	小・中一貫教育とコミュニティ・スクールについて
令和元年 7 月 30 日	勉強会	学力向上対策事業について 子どもの生活・学習支援事業について
令和元年 9 月 17 日	委員会 (委員間討議)	政策提言について
令和元年 10 月 24 日	委員会 (委員間討議)	政策提言について
令和元年 11 月 7 日	委員会 (委員間討議)	政策提言について
令和元年 11 月 19 日	委員会 (委員間討議)	政策提言について
令和元年 12 月 13 日	勉強会	第 2 期都城市子ども・子育て支援事業計画 (案) について 第 3 期都城市地域福祉計画 (案) について
令和元年 12 月 16 日	委員会 (委員間討議)	政策提言の最終確認 所管事務調査報告書について
令和 2 年 1 月 20 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査報告書の最終確認

4 調査の内容

(1) 福祉行政について

ア 未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）について（東京都足立区）

足立区では、「治安・こどもの学力・健康寿命の短さ・貧困の連鎖」の4つのボトルネック的課題を根本的課題と位置付け、取組を進めてきた。特に貧困については、世代が変わっても、その状態から脱することができない「貧困の連鎖」が、より根深い問題であると認識し解決に努めてきたが、全庁的な取組には至っていなかった。

そのため、平成27年度に「未来へつなぐあだちプロジェクト（足立区子どもの貧困対策実施計画）」を策定し、本格的な取組に着手した。

そのなかの施策の一つに「推進体制の構築」として、「つなぐシート」の活用によって、相談機能の連携強化を推進していた。

「つなぐシート」は、複数の悩みを抱えている相談者をより丁寧に支援し、確実に適切な相談窓口につなぐためのツールとして、全庁で使用が開始された。複数の悩みがあると気づいたら、できるだけ早い段階で「つなぐシート」を使用し、複数の相談機関との連携で、相談者の悩みの早期解決を図っている。

イ 子ども・若者総合サポートシステムについて（新潟県三条市）

三条市では、虐待やいじめ、不登校、発達障がい、引きこもりなど、様々な問題で支援を必要としている子ども・若者に対し、乳幼児から就労に至るまで継続的かつ総合的な支援を行えるようにするため、子育て支援に関する窓口を一本化し、子ども・若者総合サポートシステムを整備している。

(ア) 子育て支援に関する窓口の一本化

子育て支援に関する窓口が分散され分かりにくい現状を踏まえ、組織機構を見直した。その結果、これまで福祉保健部内の3課の所管であった児童福祉、母子保健・子ども予防接種、妊婦・子ども医療の担当と、教育委員会内の2課の所管であった家庭教育、幼児教育の担当を一つの課にまとめることとした。

これに伴い、平成20年4月から教育委員会のなかに「子育て支援課」を設置し、市民が分かりやすいワンストップの窓口を実現した。

(イ) 子育てサポートファイル「すまいるファイル」の活用

「すまいるファイル」は、出生時に全ての子どもに配付し、子どもの診断歴や発達の記録、個別の支援計画などを保護者が記入することにより、子どもに関する情報を保護者の下で一元管理することができる。

また、子どもの発達の遅れや障がいなど不安を抱える保護者が相談や支援を必要とした場合、子どもの支援に関わる関係機関は、保護者が持参した「すまいるファイル」の内容を参照することにより、子どもの発達経過や様子、支援の経過、現状等を把握できる。

(ウ) 個人情報の共有

子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）が教育委員会の中にあるメリットを最大限に生かし、関係機関との情報共有を進めている。また、情報の一元管理のために、子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）で個人の支援台帳「子ども・若者支援台帳」を作成し、各支援機関の協力により随時情報を更新している。

なお、児童虐待や問題行動に対しては、早期に対応しなければならないことから、保護者等からの同意書を求めることなく、関係機関と連携して迅速に対応している。

さらに、障がい・ひきこもりなどで支援が途切れてしまう、または他の関係機関の支援も検討する必要がある場合は、相談時に説明書を渡し、同意書をいただき、関係機関で情報を共有している。

ウ 子どもの生活・学習支援事業について（都城市こども課）

(ア) 子どもの生活・学習支援事業の概要について

地区社会福祉協議会及び各団体で実施している。宿題をしたり、独自で作成したプリントや購入した市販の教材をドリルとして使用したりしている。レクレーションなどの催し物や創作活動など、それぞれの地域の特性を生かしながら実施している。学習支援のなかに、一つのイベントとして調理実習を行っているところもある。

(イ) 都城市子ども未来応援協議会における教育委員会と福祉部の連携について

都城市子ども未来応援協議会を開設したことによって、支援を行っている団体の交流が行われ、活動の参考になっている。教育委員会や福祉部が関わることによって、抱えている課題を行政に伝える場にもなっている。

(ウ) 学習支援実施団体への助成金について

助成額は年間通して活動している既存団体には 20 万円、新規あるいは短期で活動している既存団体は 10 万円である。

エ 第 2 期都城市子ども・子育て支援事業計画（案）及び第 3 期都城市地域福祉計画（案）について（都城市保育課・福祉課）

第 2 期都城市子ども・子育て支援事業計画（案）の中に、ライフステージ共通施策として「子育てに関する総合的な相談や支援制度の紹介をワンストップで行うことのできる相談体制の充実に努めます。」とある。

第 3 期都城市地域福祉計画（案）の基本理念及び基本方針の中で、相談窓口の充実として「地域生活における心配事や困りごと、制度の狭間による課題に対しても気軽に相談でき、解決に向け助言や支援を受けられるように、相談体制の充実に図ります。」とある。

包括的な支援体制を構築するための手立てとして「ご紹介シート」の活用が図られている。

(2) 保健医療・年金行政について

ア 国民健康保険条例の改正概要と改正に伴う今後の制度運用について
(都城市保険年金課)

国民健康保険制度の改正により、国保が広域化されることとなった。制度改正の目的は、国民皆保険の最終的な支え手である国民健康保険の安定化であり、これまでは市町村が個別に運営していたが、平成 30 年度以降は、都道府県が財政運営責任を担うなど中心的是役割を担い、市町村とともに運営する。

納付金制度の概要は、「県が市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定し、市町村は県に国保事業費納付金を納付する。また、県は保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払う。」である。

イ 介護保険条例の改正概要と改正に伴う今後の制度運用について

(都城市介護保険課)

平成 30 年に第 7 期介護保険事業計画を策定した。

介護保険料は、65 歳以上の高齢者が第 1 号保険者として費用の 23%を負担し、残りの 77%は国・県・第 2 号被保険者が賄う仕組みである。高齢者及び要介護認定者の増加や介護保険制度の浸透に伴い介護保険給付費が増加するため、保険料は上昇する見込みである。

介護保険料には段階があり、その段階は被保険者本人の年金収入や所得の状況、世帯の課税状況をもとに区分し決定される。本市では、低所得者の負担に配慮しつつ所得段階に応じて保険料を設定している。第 6 期計画では 10 段階であったが、今回の第 7 期計画において 12 段階となった。

第 7 期介護保険事業計画においては、「介護給付費適正化の取組」「介護予防の強化」「地域ケア会議の機能強化」を重点項目とし、様々な施策を実施しながら重点的課題に取り組む。

(3) 教育行政について

ア 学校図書館-市立図書館連携事業「ほんくる」について(茨城県取手市)

平成 29 年 10 月 25 日から取手市の全小中学校(小学校 14 校、中学校 6 校)において学校図書館-市立図書館連携事業(サービス名称「ほんくる」)を開始した。

取手市では、学校図書館を子どもたちの本との出会いを担保するセーフティネットと位置づけ、毎日通っている学校で市立図書館の本も借りることができるよう学校図書館-市立図書館連携システムを整備した。

「ほんくる」サービスの特徴は、約 40 万冊の市立図書館の本を自分でインターネットから予約し学校で本を借りること、1 枚の「図書館利用カード」で学校図書館でも市立図書館でも本を借りることができること、であった。

「ほんくる」を支える施策として、小中学校全 20 校に学校司書が配置され、学校図書館を運営(毎日・月～金曜日)していた。また、各学校に週 2 回配送便が巡回し、学校に本を届けていた。

市内の小中学校でビブリオバトル(発表者が持ち時間 5 分間で「おすすめ本」を紹介し、3 分間の質疑応答を行い、児童全員で投票し、一番読みたくなった「チャンプ本」を決定する方式)を見学した。子どもたちが積極的に本の紹介をしている姿は、学習意欲をかきたてるものであった。

イ 学力向上支援事業「放課後寺子屋やまと」について（神奈川県大和市）

市内の小学校に通う児童が放課後の学習支援を受けることにより、「わかる喜びやできる喜び」を体得する中で基礎学力の定着を図り、当該児童の学力の向上に資することを目的とした事業である。

大和市立全小学校 19 校の 1 年生から 6 年生までが対象で、各学校で決めた教室で週 3 回寺小屋を開催し、宿題やプリントなど国語や算数を中心とした教科に取り組み、教職経験者や教員免許を持った人などが指導に当たる。

ウ 常総ほっとサタデー教室について（茨城県常総市）

常総ほっとサタデー教室は、4～6 年生を対象とし、学習のつまづきや基本的な学習内容を支援し、宿題や復習を支援する補習教室である。児童の自主的な学習態度を養い、家庭での学習上の課題について、児童・保護者が相談できる機会にもなっている。

平日は小学校 5 か所で 3 回、土曜日は 2 か所で開催されている。学習指導員は元教員で、各教室常時 2 名体制で個別指導を行っている。

エ 小・中一貫教育とコミュニティ・スクールについて（東京都三鷹市）

三鷹市の「コミュニティ・スクール」を基盤とする小・中一貫教育は、系統性・連続性を重視した義務教育 9 年間の指導に責任を持ち、学園内の小・中学校間の強固な連携と交流を通して、一体感のある学園としての教育を推進し、教育活動や地域人材との共同を通して「地域とともにある、新しい義務教育学校」の充実・発展を目指している。

コミュニティ・スクールとは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みである。コミュニティ・スクールを導入し、地域の関係者が学校運営協議会の委員になることなどにより、学校関係者と地域の関係者が情報や課題を共有したり、教育目標や目指すべき子ども像について協議を行ったりするなど、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築を行っている。

オ 学力向上対策事業について（都城市学校教育課）

（ア）コアティーチャーについて

学力に特化した小中一貫教育の推進役である。中学校区ごとに配置されているコアティーチャーが核となり、各小中学校にいる学力向上担当者とともに学力の分析や研究授業の計画・立案・運営にかかわっている。

（イ）中学校教員業務支援事業について

子どもたちへの課題や学級通信の印刷、授業で使用する教材の準備や片付けのサポート、校内の掲示物の張り替え、簡単な小テストの丸付けなどの支援を行っている。

（ウ）算数の少人数指導について

学力の分布に注視し、平均を少し下回る子どもたちをしっかりと把握したうえで、授業を進めている。

（エ）福祉と教育の連携について

「ぐんぐんノート」や「自分ノート」を持っている人は、学校に提出してもらうようにしている。子どもの特性個性に応じて、学校がフォローできるような体制をとっている。

5 委員会としての意見

（1）福祉行政について

ア 「子育て支援に関する手続のワンストップ化に向けた総合子ども窓口の設置」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

少子化対策の一環として子育てしやすい環境を整備するため、総合子ども窓口を設置し、子育て支援に関する手続がワンストップでできるようにするとともに、保護者等からの発達相談も含めた子育て支援の相談についてコーディネートができる仕組みを作ること。

イ 「相談内容の情報一本化に向けた子育てファイルの作成」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

複数にまたがる相談機関の窓口で、同じことを何度も話す負担を軽減したり、子どもの歩みを記録することを目的に作られた「ぐんぐんノート」を「子育てガイド」とまとめ、相談内容の情報が一本化するように保護者が記入できる子育てファイルを作成すること。

なお、必要な時には同意書を取り、関係機関で情報が共有できるシステムを構築すること。

(2) 保健医療・年金行政について

- ア 地域包括ケアシステムを支える人材（介護職等）を安定的に確保するための施策が必要であると考ええる。
- イ 地域支援事業については、ボランティア等を活用した新たな事業の導入が必要であると考ええる。
- ウ 運転免許証返納による移動や買物への支援、及び、障がい者や引きこもり等の受け皿への支援に対する事業に、関係機関と連携して取り組む必要があると考ええる。
- エ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスが必要となる前に、介護保険制度に関する情報を市民に広く提供するための取り組みが必要であると考ええる。
- オ 国民健康保険運営基金については、平成 30 年度から開始された国保制度の都道府県単位化など、国保を取り巻く環境の変化を十分に見極めるとともに、今後の基金のあり方について見通しを立てながら、基金の有効な活用について検討する必要があると考ええる。

(3) 教育行政について

- ア 学校と市立図書館においては、ICTを活用した連携を図るとともに、全小中学校の児童生徒が市立図書館を利用できるような仕組みづくりが必要であると考ええる。
- イ 小学校のみに配置され、全小中学校に配置されていない図書館サポーターの現状を踏まえ、全小中学校に学校司書を配置する必要があると考ええる。
- ウ 学習に遅れがちな子どもの学力向上のために、個別学習支援の充実が必要であると考ええる。
- エ 放課後等の学習支援については、教育委員会が担当するとともに、元教員等のボランティアによる指導者が放課後及び土日の学習支援を計画的に行える体制について整備する必要があると考ええる。

令和2年2月5日

都城市議会
議長 榎木 智幸 様

建設委員会
委員長 上坂 月夫

建設委員会報告書

平成30年第2回都城市議会定例会及び平成31年第1回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第109条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 住宅行政について
- (2) 都市計画・道路行政について
- (3) 上・下水道事業について

2 本市における現状及び課題等について

(1) 住宅行政について

ア 空家等

(ア) 空家等の現状

本市は現在、空家等の実態調査を終了し、特定空家判定基準を策定して、特定空家候補について協議会の開催、特定空家判定委員会を開催する段階である。空き家等情報バンクの推進、移住者を対象とした空き家リフォーム工事・不要物撤去の補助施策は実施されているが、空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例や、空家再生事業、除却補助金制度等については、現在、検討されている状況である。

(イ) 空家等の課題

少子高齢化による空家対策については全国共通の課題であるが、本市の空家の65.8%が適正に管理されていない空家となっている家屋や、所有者が遠方に居住しているため、空家になる状況を把握するための施策等が課題である。

空家情報の周知啓発と適正な空家等の管理が必要である。

イ 使用されていない市営住宅跡地について

(ア) 市営住宅跡地の現状

本市の市営住宅跡地は、令和元年 10 月現在、用途廃止・解体済み跡地が 2 か所(第二中野団地・第一有水団地)、用途廃止・建て替え済みで一部用地内の更地が 1 か所である。岩渕団地は、7 棟中入居者なしの 2 棟が 10 年前に用途廃止・解体済みで更地となっている。第二中野団地は平成 24 年、第一有水団地は平成 26 年に解体済みとなっている。王子原団地は平成 24 年に建て替えられ、敷地内の一部が更地となっている状況である。

(イ) 市営住宅跡地の課題

市営住宅の跡地は、用途廃止され解体し更地になって 5～10 年以上経過している跡地もある。更地となっている跡地や建て替えられ余剰地のある市営住宅等は、地域コミュニティの活性化施策等に反映する必要がある。

(2) 都市計画・道路行政について

ア 基幹道路整備の現状

(ア) 街区三股線

三股町を含む広域的な事業で、山之口町と北消防署や医師会病院付近まで一直線で結ばれ、医療や消防等の緊急車両の通行、利便性の向上が期待される道路であり、事業は計画通り進捗中である。

(イ) 鷹尾上長飯通線

早水体育文化センターの防災活動拠点としての活用道路でもあり、透水性塗装で災害時でも緊急道としての機能維持できるように計画された道路である。

(ウ) 甲斐元通線（歌舞伎橋）

新歌舞伎橋は、令和元年 11 月に完成し供用開始されている。旧橋の撤去工事は、今年度に上部工と橋脚 2 基を撤去し、来年度に橋台 2 基と橋脚 3 基を撤去する計画である。

(エ) 鷹尾都原線

都城駐屯地前交差点から都城さくら聴覚支援学校東側交差点までの約 1.4 km の道路拡幅事業である。

現在の道路幅員 7 m から 14 m に拡幅される。この道路は通勤通学時には大変混雑して、交通事故が懸念されている道路である。現在、用地買収等も進んで計画どおり工事も進捗している。

イ 広域環状道路整備の現状

都城盆地朝霧ロードは、高速道路・国道 10 号・国道 221 号・国道 269 号等の主要幹線道路と接続して、畜産物輸送の迅速化等、流通促進に大きな役割を果たしている。又、都城志布志道路の金御岳 I C と接続することにより、活用効果が大きくなる道路である。

本市の北部を霧島南部地区として、県営広域営農団地・農道整備事業（緑資源公団道路）により、三股町樺山を起点に 1 市 5 町を結ぶ全線約 35.2 km が平成 5 年度に完了した。本市の南部を都城地区として、農用地総合整備事業により、関之尾町から梅北町を通過し、三股町宮村に至る約 16.9 km を平成 15 年度まで進められたが梅北町の払川地区の約 3 km が未開通となっている。

ウ 基幹道路・広域環状道路の整備上の課題

（ア）基幹道路

整備中の基幹道路の進捗状況は概ね順調であるが、鷹尾都原線については、通勤・通学時の交通量が特に多く、今後予定される交通規制による影響が懸念される。

（イ）広域環状道路

都城盆地朝霧ロードの未整備区間は、県営広域営農団地・農業整備事業・農用地総合整備事業として約 52 km が整備されたが、残り約 3 km が未開通であり、初期の目的が達成されていない。未開通区間は道幅が狭く大型車両が進入した場合、離合できず交通事故が懸念されている。

エ 普通河川整備の現状

（ア）萩原川・安久川

安久川は川幅の 3 分の 2 は、土砂等の堆積・雑草等で覆われている箇所が多く、台風や大雨時には河川が氾濫する可能性が高い。萩原川は川幅が約 100m であるが、土砂等の堆積により S 字型に流れており、令和元年 7 月の集中豪雨で氾濫直前となり、緊急対策工事を実施した状況である。萩原川等は一級河川で国や県の管理下である。

（イ）姫城川

島津邸南側の姫城川は、河川内に雑草・雑木が繁茂しており、道路沿いのガードレールに覆い被さる箇所もあり、島津邸への観光客への景観の面からも、整備が必要な河川である。

(ウ) 小田川

小田川は普通河川として、改修事業を平成 24 年から開始し平成 30 年 5 月に完了している。小田川と支流の合流点で、大雨等による道路や近隣世帯への浸水があったが、改修工事により改善された河川である。

(エ) 山田川

山田川は大規模特定河川事業として県が施工している。流下能力不足による上流部での浸水被害等があり、流下能力不足の解消による治水安全度の向上を目的とした事業を実施中である。

オ 普通河川整備上の課題

本市が管理する普通河川は 113 河川あるが、河川等の維持管理計画等はなく日常的な点検も実施されていない。市民からの苦情・要望等があれば、その都度対応している。又、台風・大雨等で損傷を受けた場合は、災害復旧事業等で適時対処しているのが現状であり、河川の氾濫等が想定される河川等を整備する計画等を作成して、河川の越水・堤防の決壊氾濫等を未然に防止する施策が必要である。

カ 急傾斜地の現状

安久町湯之元地区は、平成 28 年に崩落している危険箇所がある。崩落箇所の周辺には、8 戸の住宅があり梅雨時期・台風接近時には崩落が心配される危険地域であり、自然災害防止事業・県単急傾斜事業で対策が進められている。

キ 急傾斜地の課題

急傾斜地については、本市の各地域に点在していると想定される。本市の災害危険箇所実態調査と連携した現地視察により、現状確認し急傾斜地等の崩落を未然に防止する施策が必要である。

(3) 上・下水道事業について

ア 上水道事業

(ア) 浄水場の現状

a 一万城浄水場

本市の浄水場のうち最大規模で、昭和 57 年に供用開始している。水源には 17 か所の深井戸があり、配水能力は 1 日最大 20,850 m³である。

b 新山田浄水場

山田地域の供給安定確保と高崎地区への補給送水を目的とした施設である。

水源については、現在の4か所(深井戸2か所・浅井戸2か所)のうち2か所の浅井戸を廃止し、新たに4か所の水源を確保して、合計6か所の水源による運用を予定している浄水場である。令和元年度内に工事を完了し、合わせて試運転を開始する予定である。

(イ) 浄水場の課題

- a 地震等に備える浄水場施設の耐震化(耐震化率0%)、停電時に施設機能が停止しないための非常用発電設備のない施設もあり、整備が必要である。
- b 水安全計画に基づく水質管理の徹底を図るとともに、水質悪化に対応して適切な浄水プロセスを検討する必要がある。

イ 下水道事業

(ア) 下水道施設の現状

清浄館・都城浄化センター(清流館)

清浄館は平成6年度に、清流館は平成8年度にそれぞれ供用開始しているものの、施設の老朽化に対しては、計画的に更新しながら設備の長寿命化を図っている。

(イ) 下水道施設の課題

施設の老朽化や耐震化に対する、設備更新計画の継続的な実施が必要である。

3 調査の経過

日 程	活 動	内 容
平成 30 年 2 月 26 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
平成 30 年 3 月 14 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査事項の決定
平成 30 年 5 月 16 日	勉強会	上下水道局の事業と用語について 企業会計の予算書・決算書の見方
平成 30 年 6 月 22 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について 管内視察について
平成 30 年 9 月 19 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について 管内視察について

平成 30 年 9 月 27 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について 管内視察について
平成 30 年 10 月 16 日	行政視察 (兵庫県養父市)	空家取得と付属する農地の取得規制 緩和
平成 30 年 10 月 17 日	行政視察 (大阪広域水道企業団)	企業団と企業団議会の組織と役割・ 活動内容
平成 30 年 10 月 18 日	行政視察 (大阪府富田林市)	南河内 4 市町村下水道事務広域化協 議会
平成 30 年 11 月 6 日	管内視察	基幹道路の整備状況 街区三股線、鷹尾上長飯通線、甲斐 元通線（歌舞伎橋）、鷹尾都原線 浄水場等の状況 一万城浄水場、 都城浄化センター、清浄館
平成 31 年 3 月 14 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について
令和元年 5 月 28 日	管内視察	市営住宅跡地の状況 岩渕住宅、第二中野団地 広域環状道路の状況 都城盆地朝霧ロード 急傾斜地の状況 安久町湯之元 2 地区 河川の整備状況について 安久川・姫城川・小田川・山田川 浄水場の状況 新山田浄水場
令和元年 6 月 21 日	委員会 (委員間討議)	勉強会について 行政視察について
令和元年 7 月 11 日	勉強会	河川整備のあり方
令和元年 8 月 6 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について
令和元年 9 月 17 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について 政策提言について
令和元年 9 月 25 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について

令和元年 10月 7日	行政視察 (大阪府松原市)	危険空家除去補助金の取り組みと同補助金に係る固定資産税の一部減免
令和元年 10月 8日	行政視察 (兵庫県高砂市)	河川、下水道（雨水）及びため池等による総合治水の推進
令和元年 10月 9日	行政視察 (大阪府泉南郡岬町)	岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例
令和元年 10月 24日	委員会 (委員間討議)	政策提言について 管内視察について
令和元年 11月 5日	管内視察	内水氾濫対策について 下川東4丁目、志比田調整池、鷹尾一丁目、姫城川排水機場
令和元年 11月 19日	委員会 (委員間討議)	政策提言について
令和元年 12月 13日	委員会 (委員間討議)	政策提言について
令和2年 1月 27日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査報告書について

4 調査の内容

(1) 住宅行政について

ア 空家等（行政視察）

(ア) 空家取得と付属する農地の取得緩和規制緩和について（兵庫県養父市）

- a 農地取得と空家取得の適用条件・対象外の条件・売買の農地登録
- b 農地取得規制緩和事業の成果と課題
- c 国家戦略特区（中山間農業改革特区）指定による規制改革と効果

(イ) 危険空家除却補助金の取り組みと同補助金に係る固定資産税の一部減免について（大阪府松原市）

- a 補助対象建築物・補助対象者・補助金額・実施期間
- b 建築物の不良度判定基準、減免の対象・減免の期間・減免割合
- c 住宅除却後の固定資産税の一部減免制度

(ウ) 空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例について（大阪府泉南郡岬町）

- a 空家等対策計画・空家判定表・空家等再生補助制度
- b 不良空家等除却工事補助金制度・固定資産税減免施策

- c 条例の基本理念・町の責務・所有者の責務・勧告・措置命令・代執行等
- d シルバー人材センターとの空き家等の適正管理に関する協定締結

イ 使用されていない市営住宅跡地（管内視察）

（ア）岩渕団地：5棟の入居状況、10年前に解体された2棟の更地の状況

（イ）中野第二団地跡：平成24年に解体された跡地の課題・利活用の状況

（2）都市計画・道路行政について（行政視察・管内視察）

ア 基幹道路

街区三股線・鷹尾上長飯線・甲斐元通線（歌舞伎橋）・鷹尾都原線の工事等の進捗状況。

イ 広域環状道路（都城盆地朝霧ロード未開通区間）

都城盆地朝霧ロードの約3kmの未開通区間である梅北町払川地区の現地を確認し、未開通区間の課題等について把握。

ウ 河川の整備（行政視察・管内視察・勉強会）

（ア）河川・下水道（雨水）及びため池等による総合治水の推進（兵庫県高砂市）

- a 県と市との連携による総合治水計画の概要
- b 河川下水道対策（ながす）・流域対策（ためる）・減災対策（そなえる）の実践
- c 市が実施する対策・市民・業者が取り組む対策
- d 兵庫県の総合治水条例・総合治水推進計画の成果と課題

（イ）本市普通河川の整備（管内視察）

萩原川・安久川・姫城川・小田川・山田川の河川整備の状況を把握するとともに、改修工事中の河川、改修工事が完了した河川の確認。

さらに、内水氾濫が頻発する下川東や鷹尾の状況及び志比田町にある調整池を確認し、今後、防災上の観点から、整備の必要性のある河川を把握。

また、姫城川排水機場の施設・能力・役割を確認。

（ウ）河川整備のあり方（勉強会）

本市で管理する普通河川等の整備状況や排水機場、ポンプ場等の概要（機能、運用等）等について把握。

エ 急傾斜地の状況（管内視察）

平成 28 年に崩落した安久町湯之元地区の急傾斜地の危険箇所を現地確認して危険箇所周辺の住宅地への防災対策の必要性を把握。

（3）上・下水道事業について（行政視察・管内視察）

ア 広域水道企業団と企業団議会の組織と役割等について（大阪広域水道企業団）

（ア）水道用水供給事業・工業用水道事業・市町村域水道事業の内容

（イ）広域水道企業団議会の組織（議員構成・議決機関・執行機関・補助機関等）

（ウ）災害対応体制（BCP）、広域化による教訓・成果・課題

イ 南河内 4 市町村下水道事務広域化協議会について（大阪府富田林市）

（ア）下水道法に基づく全国初の広域協議会設立の経緯と広域化スキーム

（イ）下水道事務広域化協議会制度・事務の共同処理の要領

（ウ）事務広域共同化による成果・検討課題

ウ 上・下水道施設の状況（管内視察）

一万城浄水場・清浄館・都城浄化センター（清流館）において、上・下水道施設の現状役割、今後の課題等について確認。新山田浄水場については、高崎地区への補給送水を目的とした施設を建設し、令和元年度内に工事を完了し、合わせて試運転を開始予定。

エ 事業内容と企業会計の見方（勉強会）

上下水道局の事業内容及び企業会計に係る予算書・決算書の見方について把握。

5 委員会としての意見

（1）住宅行政について

ア 空家等

「空き家・空き地等の適正管理施策の推進」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

本市の空家等対策計画に基づき、空き家等の安全対策と措置の観点から、特定空家等にならないように適切な管理を行う施策が必要である。所有者が遠方に居住している場合などの対策として、所有者に代わって空き家等の管理を依頼する民間事業者等と協定を締結する等の施策を講

じ、空き家等が管理不全な状態になることを防止して、生活環境の保全と安全で安心して暮らせるまちづくりの施策を推進すること。

イ 市営住宅跡地

「市営住宅跡地の有効利活用の促進」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

市営住宅跡地の利活用等について、用途廃止となり解体して10年近く経過している跡地は利活用計画等に基づく有効活用を図ること。利活用の見込みが無い場合は、本市の公有財産等の有効利活用計画に基づき、売却等の早急な措置を講ずること。

(2) 都市計画・道路行政について

ア 基幹道路の整備

基幹道路の整備については、本市の整備計画に基づき計画を促進するとともに、その実行に当たっては、周辺住民等への影響が最小限になるよう、周知徹底を図ることが必要であると考えている。

イ 広域環状道路（都城盆地朝霧ロード未開通区間の整備）

本市の基幹産業である農業・畜産業の高生産性の確立及び高速交通体系を活用した農産物の流通の迅速化を図るとともに、防災の道・経済の道・医療の道である都城志布志道路との連結道路としての効率的な交通体系を形成するために、都城盆地朝霧ロードの未開通区間の整備を推進する必要があると考える。

ウ 普通河川の整備

「本市の管理する普通河川の防災対策・減災施策の策定」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

本市の管理する普通河川の災害が想定される河川の整備・維持管理計画等を作成して、最近の気象状況を踏まえた台風・集中豪雨等からの防災対策・減災施策を実施すること。

「都城土木事務所等との防災対策等に関する連携強化」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

国・県が管理する河川等に関する事業調整会議・水防災意識社会再構築協議会との連携を益々密にして、地域住民からの要望・自治体としての整備・防災対策等に関して、調整会議等の開催回数を増やす等の連携強化を図ること。

「内水氾濫対策の推進」について、次のとおり議会から市へ提言を行った。

内水氾濫地域の地形的特性等に基づく排水設備・管渠工事・雨水幹線整備に関する調査研究結果に基づき、市民の生命・財産の保持、市民の安心安全な生活環境の維持構築を図り、雨水処理能力の向上を推進するため、床上浸水・床下浸水・道路冠水地域の幹線水路の整備・調整池・貯留池等を整備すること。併せて機動力のある排水ポンプ車等の早急な配備・運用を図ること。

エ 急傾斜地の整備

急傾斜地の整備等については、本市の災害危険箇所実態調査等に基づき、急傾斜に起因する災害を未然に防止する施策を推進する必要があると考える。

(3) 上・下水道事業について

上水道事業については、管路の更新率 0.17%、浄水施設の耐震化率 0%、配水池の耐震化率 0%、管路の耐震化率 7%、基幹管路の耐震化率 28.7%（平成 28 年度の現況値）の状況である。老朽管の更新や、今後想定される南海トラフ巨大地震等に備えた耐震化向上対策等が必要である。安全な飲料水を供給するための体制づくりとして、水安全計画に基づいた原水から給水まで一貫した水質管理の徹底、水道施設セキュリティ管理の強化、非常時に備えた予備能力の確保とバックアップ対策強化、災害時の緊急給水拠点及び緊急貯水槽の確保、非常時の発電設備の充実等の整備をして、市民へ安全安心な水を提供する必要があると考える。

令和2年2月5日

都城市議会
議長 榎木 智幸 様

産業経済委員会
委員長 江内谷 満義

産業経済委員会報告書

平成30年第2回都城市議会定例会及び平成31年第1回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第109条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 農水産行政について
 - (鳥獣被害防止について)
 - (家畜の排泄物処理に係るバイオマス等の処理施設について)
- (2) 商工・観光行政について
 - (リノベーションまちづくり事業について)
- (3) 環境・森林行政について
 - (森林環境税について)
 - (自治体電力の取組について)
- (4) 畜産の振興について
 - (畜産共進会について)
 - (公営の堆肥センターについて)
 - (竹笹サイレージ加工施設について)
- (5) ごみ処理対策について

2 本市における現状及び課題等について

(1) 農水産行政について

ア 鳥獣被害防止について

野生鳥獣による農作物被害額について、平成 24 年度と平成 28 年度を比べると、シカとその他については減少しているが、イノシシが約 583 万円から約 921 万円と約 338 万円増、サルが約 231 万円から約 457 万円と約 226 万円増となっている。捕獲頭数について、同様年度と比べると、イノシシは、259 頭から 1,309 頭の 1,050 頭増、シカが 692 頭から 1,021 頭と 329 頭増となっており、新たな対策が必要である。

平成 31 年度は、狩猟免許取得促進事業を施行し、狩猟取得免許、銃所持許可取得費用の対象経費の一部助成で、狩猟免許取得者を増やしていく計画を行っている。

イ 家畜の排泄物処理に係るバイオマス等の処理施設について

本市の畜産農家において、堆肥化できない家畜排泄物の処理に苦慮している。また、排泄物を攪拌して堆肥化しても、受け入れる先がない状況である。

(2) 商工・観光行政について

リノベーションまちづくり事業について

本市の市街地再生プラン事業は平成 30 年度 MallMall の開設により大きく進んだ。これにより中心市街地施設の中核を成す市立図書館を軸に賑わいがみられるようになった。現在、この賑わいを拡大するために、事業の対象エリアを、最重点エリア、重点エリア、リノベーションチャレンジ「RC」エリア等に区分けし、空店舗リフォーム事業補助金、リノベーションまちづくり事業補助金、コミュニティ型賃料事業補助金、空店舗等解体事業補助金及び空き地等活用促進補助金を準備しており、特に、リノベーションまちづくり事業補助金は手厚くなっている。本市のリノベーションによるまちづくりは、令和元年度もリノベーションスクールが開催されており、第 4 回目を迎えた。

課題としては前述したように、中核施設周辺には賑わいが出てきたが、街全体の賑わいは、まだ、あまり見られないことである。

(3) 環境・森林行政について

ア 森林環境税について

本市と三股町の国有林と民有林を合わせた森林面積は約 44,100ha、民有林だけではその約半分の 22,500ha、その内人工林は 16,700ha である。都城地域は、本県においては傾斜地が少なく路網も開設しやすいため、皆伐が他の地域より先だって始まった。また、スギ丸太は、隣接する曽於市を含めた 5 つの原木市場や大型国産材工場が集積していることから、国産製材品の出荷量は他の地域の追随を許さない規模を保持しており、全国一の国産材提供基地でもある。

三股町を含めた都城地域の人口は約 18 万 7 千人で宮崎市に次いで多いものの、民有林面積が 22,500ha と少ないことから、一人当たりの森林所有規模は非常に零細であり、都城森林組合が皆伐している面積においても平均が 0.2ha と小規模となっている。

森林の境界については、本市の合併前の 4 町及び三股町は地籍調査をすべて終えているものの、旧都城市においては 68%にとどまっている。地籍調査を終えている森林においても、森林所有者が境界を知らない、自分の所有している森林がどこにあるか分からないという所有者が増え続けており、森林・林業離れは深刻の度を増している。さらに、森林はいらない、行政や森林組合、素材生産事業体に買い取って欲しいという所有者が毎年増え続けており、都城地域は造林補助金の申請面積から推定すると、再造林率が 30%前後であることから、新たな森林管理システムの実施が不可欠となっている。昨今の皆伐面積からすると 20 年程度で枯渇することが考えられる。

この状況を放置すると、森林資源の循環利用や持続可能な森林経営はもとより、森林の有する公益的機能発揮や、地球レベルで対策が求められている森林による地球温暖化防止に対して逆行する事態に陥ることになる。

イ 自治体電力の取組について

再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光発電や風力、地熱といった地球環境の一部など、自然界に常に存在するエネルギーである。その大きな特徴は、枯渇しない、どこにでも存在する、CO₂を排出しない、増加させない等利点が多い。

本市の再生可能エネルギーの太陽光発電設備の導入状況は、平成 29 年 3 月時点で、家庭用 6,647 件、事業用 1,970 件で、本市内の 12%の世帯が設置している。市内の学校では、小学校が 2 校、中学校が 7 校、計 9 校

が設置している。用途は、校舎、体育館の照明用電力として使用しており、各学校の消費電力の約 1 割を賄っている現状である。

(4) 畜産の振興について

ア 畜産共進会について

来年、本市で開催されるホルスタインの全国共進会を前に、酪農家の意気込みがある。また、共進会が中学生・高校生など次世代へ継承する機会となり、畜産が本市の基幹産業として継続・発展していく絶好の機会である。

成功のための防疫体制の徹底は、大きな課題である。

イ 公営堆肥センターについて

本市の畜産農家において、堆肥化できない家畜排泄物の処理に苦慮している。また、排泄物を攪拌して堆肥化しても、受け入れる先がない状況である。

ウ 竹笹サイレージ加工施設について

本市では、牛と豚の肉質向上によるブランド確立を目指すために、竹笹サイレージ普及促進事業を 3 年連続で施行している。

(5) ごみ処理対策について

一人当たりのごみ排出量は、県内 9 市の中で最も多い状況が長年続いており、ごみ排出量が減少してきた平成 29 年度においても県平均の 956 g／人に対して本市は 1,258 g／人となっている。

また、資源回収量、資源回収率は、平成 23 年度の回収量 19,133 t、資源回収率 24.7%から、平成 30 年度の 11,925 t、16.8%と減少傾向が続いている。

ごみ処理経費は、平成 20 年度に 1 億円、平成 24 年度に 12 億円、平成 28 年度に 13 億円を超え増加してきている。ごみ処理単価についても平成 20 年度 13,406 円／t、平成 24 年度 15,711 円／t、平成 28 年度 17,040 円／t と増加傾向にあり、特に収集運搬経費の割合が増えてきている。

生活系廃棄物は平成 23 年度比 4.4%の微増傾向を示しており、ごみ減量に繋がる施策は、文書による啓発が中心となっている。

3 調査の経過

日 程	活 動	内 容
平成 30 年 3 月 15 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
平成 30 年 5 月 22 日	勉強会	バイオマス処理施設及び森林環境税
平成 30 年 6 月 22 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について
平成 30 年 9 月 19 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について
平成 30 年 11 月 5 日	行政視察 (大阪府泉佐野市)	自治体電力の取組について
平成 30 年 11 月 6 日	行政視察 (和歌山県和歌山市)	リノベーションまちづくり事業について
平成 30 年 11 月 7 日	行政視察 (兵庫県篠山市)	鳥獣被害防止の取組について
平成 31 年 3 月 14 日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
令和元年 6 月 21 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について
令和元年 9 月 17 日	委員会 (委員間討議)	行政視察について
令和元年 10 月 3 日	所管事務調査	宮崎県畜産共進会、 竹笹サイレージ加工施設 (大和フロンティア株式会社)
令和元年 10 月 9 日	行政視察 (熊本県水俣市)	ごみ減量の取組について
令和元年 10 月 9 日	行政視察 (熊本県熊本市)	熊本市東部堆肥センターの概要について
令和元年 10 月 10 日	行政視察 (大分県大分市)	大分県畜産共進会 乳用牛の部
令和元年 10 月 11 日	行政視察 (福岡県筑紫野市)	三者協働のごみ減量対策について

令和元年 10月21日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査報告書について
令和2年 1月27日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査報告書の最終確認

4 調査の内容

(1) 農水産行政について

ア 鳥獣被害防止について

先進地である兵庫県篠山市において、行政視察を行った。

(ア) ジビエの加工場について

イノシシを捕獲して地元の「ぼたん鍋」として地域の特産品として活用している。シカ肉やイノシシ肉を食べる文化が根付いており、被害額は減少している。個人の加工場が昔から存在している。民間の食肉加工施設への持ち込みを推奨し、有効活用を促している。

(イ) 「サルイチ」情報配信システムについて

数頭のサルに発信機を装着し、集落にサルの位置を知らせて、被害を未然に防いでいる。

(ウ) 適正な頭数抑制について

一つの群れの頭数やメスの頭数などを把握し、むやみに捕獲しない共生の考え方で取り組んでいる。

(エ) モンキードッグによる追い払いについて

モンキードッグ育成支援は、年に2回開催されるサルの追い払いを専門で行う犬のトレーニングで、トレーナーに1回2万円の報酬を支払う事業である。

イ 家畜の排泄物処理に係るバイオマス等の処理施設について

国・県及び本市の状況等について、執行部より説明を受けた。

(ア) 家畜排泄物処理に係るバイオマス等の処理施設について

農林水産省食料産業局のバイオマス事業化戦略の概要は、技術とバイオマスの選択と集中による事業化の重点的な推進、関係者の連携による原料生産から収集・運搬・製造・利用までの一貫システムの構築、及び地域のバイオマスを活用した事業化推進による地域産業の創出と自立、分散型エネルギー供給体制の強化である。

(イ)牛糞のバイオマス利用について

牛糞は水分が多く乾燥の前処理が必要なため、メタンガスによらない直接燃焼式の事例はない。

バイオマス活用推進計画の策定については、現在本市においてバイオマスに特化した計画はない状況である。

(2) 商工・観光行政について

リノベーションまちづくり事業について

先進地である和歌山県和歌山市において、行政視察を行った。

ア リノベーションスクールについて

北九州市を手本とし平成 25 年度から 7 回開催されている。受講者は約 200 人になっており、事業化された提案は 7 件である。受講生が携わって事業化できたものは 10 件である。現在、都市再生推進法人が 9 法人指定されており、建物のリノベーションだけではなく多くの成果を上げている。

イ リノベーション推進指針の策定

事業者、学識経験者等で構成された、検討委員会を設置し今後の方向性を共通目的とするため 11 の戦略を策定した。

(3) 環境・森林行政について

ア 森林環境税について

国・県及び本市の状況等について、執行部より説明を受けた。

(ア) 国の森林環境税及び森林環境譲与税

パリ協定の枠組みの下で、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から創設されたのもであり、使途としては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発の森林整備及びその促進に関する費用等である。

本市への配分額は、森林環境譲与税が 3,300 万円／年（令和元年度から令和 14 年度）、森林環境税については、11,200 万円／年（令和 15 年度から）となっている。

(イ) 宮崎県森林環境税

森林の持つ公益的機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、県民参加による森林環境の保全に向けた取組を推進する目的で創設

された。使途としては、県民の理解と参画による森林づくり、公益的機能を重視した森林づくり、資源の循環利用による森林づくり及び森林を守り育む時代の人づくりとなっている。

イ 自治体電力の取組について

先進地である大阪府泉佐野市において、行政視察を行った。

(ア) 泉佐野市の自治体電力の概要

泉佐野市は、「関西国際空港」を最大限に活用し世界と日本を結ぶ「玄関都市」として、国際都市を目指したまちづくりをすすめている。

東日本大震災に伴う福島第一原発事故の影響により電力不足の状況を受け、国においても改めてエネルギー政策についての論議が高まっている。そのような状況の中、泉佐野市では太陽光発電による電力を買い取り、公共施設への電力供給を行うために、平成 25 年に自治体電力事業の取組みを開始し、平成 27 年に自治体 PPS（小売り電気事業者）の「一般財団法人・泉佐野電力」を設立した。日本では、群馬県中之条町について 2 番目である。近隣地域の太陽光発電の電力を買い取り、市内の小中学校や庁舎、公民館、体育館等の公共施設への電力供給を行っている。

国の電気事業法の改正を背景に、太陽光発電をはじめとする「再生可能エネルギー」を活用することは、地球環境へ配慮することに加え、公共施設等の電気料金削減にも繋げようというものである。買電、売電のシステムが出来上がり、将来的には、市内の民間工場や近隣自治体公共施設等への電力供給を目指している。

(イ) 事業収支等

泉佐野市の平成 29 年度事業活動収入は 5 億 3,049 万 4,776 円、事業活動支出は 5 億 1,209 万 7,925 円、事業収支は 1,839 万 6,851 円（純益）である。

過去の事業収支は、平成 28 年度が 1,485 万 7,164 円（純益）、平成 27 年度が 1,248 万 7,916 円（純益）と、順調な業績を残している。

(4) 畜産の振興について

ア 畜産共進会について

小林市で開催された第 61 回宮崎県畜産共進会及び大分市で開催された第 80 回大分県畜産共進会乳用牛の部について、視察を行った。

(ア) 第 61 回宮崎県畜産共進会

和牛の共進会・全国高校生サミットも同時開催され、牛乳製品・精肉消費拡大、農機具や資材の出店、パネルの展示などがあり、生産者や一般来場者も多く盛大であった。

(イ) 第 80 回大分県畜産共進会乳用牛の部

青空の下、芝生の会場で行われた。案内パンフレットには、ホルスタイン種雌牛審査基準の区分、評点、説明が詳しく掲載されていた。防疫体制については車両や靴底等の消毒が徹底されていなかった。

イ 公営堆肥センターについて

平成 31 年 4 月に供用開始となった熊本東部堆肥センターにおいて、行政視察を行った。

(ア) 堆肥センターの設置目的

畜産排泄物由来の硝酸性窒素による地下水の汚染の防止、家畜の飼養に伴う臭気の発散の軽減、及び周辺環境と調和のとれた畜産業の発展を目的として設立されたものである。

(イ) 堆肥センターの運営状況

対象となる地域の農家は 39 戸であり、うち乳牛が 29 戸、肉用牛 10 戸である。頭数は乳牛 2,205 頭、肉用牛 780 頭で、処理量は 1 年間で 23,338 t である。約 1 日に換算すると、約 64 t となる。

排泄物持ち込み料は 1 t 当たり 300 円で、収集サービス利用料は 1 t 当たり 500 円であり、年間 1,000 万程度の収入となる。

指定管理として、3 社へ 1 億 2,000 万円で委託し、別の 1 社には分離液の処理として 6,000 万円で委託している。

完成した堆肥については 6 割を契約した農家へ無償提供し、残り 4 割は袋詰めして市場流通の予定となっており、2,000 万円程度の収入を見込んでいる。

ウ 竹笹サイレージ加工施設について

竹笹サイレージの事業主体である大和フロンティア株式会社において、視察を行った。

(ア) 笹サイレージの製造工程について

伐採した竹を笹ごと粉砕機へ投入すると、瞬時にパウダー状になる。パウダーと糖蜜を混ぜ合わせた後、ロールベアラーで円筒状に固め、専用マシーンでラッピングして完成となる。

(イ) 笹サイレージの効果について

竹の活用及び、飼料自給率向上の取組は、日本初の取組である。竹の飼料化の効果について、肥育牛では、大変嗜好性も良く、枝肉重量の増加、オレイン酸数値の向上に繋がっている。繁殖雌牛では、ビタミンAの供給飼料となることで、ストレス低減に至っており、繁殖性においても問題のない飼料であることが、宮崎県畜産試験場で実証されている。養豚においては、豚舎の臭気対策資材としても、大変期待されており、肉質においても臭みの無いやわらかい肉の生産性に繋がっている。

(5) ごみ処理対策について

先進地である熊本県水俣市及び福岡県筑紫野市において、行政視察を行った。

(ア) ごみ削減の取組について

水俣市は、1992年度まで「燃やせるごみ」と「燃えないごみ」の二分別であったが、翌年度から分別資源20品目を設定した高度分別を開始している。2002年から「生ごみ」の分別回収、2017年からの「生ごみ処理機」の無償貸し出しなどの取組の中で、1991年当初一人あたり約860gあったごみ排出量は約780gまで減少してきている。

また、市民に対しては、1993年からの高度分別開始や2002年の生ごみ分別の開始時に住民説明会を開催したほか、市内に309箇所あるリサイクルステーションにリサイクル推進員を配置し毎年継続して講習会を開催している。

(イ) 三者協働によるごみ削減対策について

筑紫野市は、ごみ排出量が年々増加していたことを受け、平成15年に市民、事業者、行政が「自らのごみ減量について議論」するために「筑紫野市ごみ減量市民会議」を開催し市に提言を行った。

これを受け平成16年9月に「廃棄物抑制のためのアクションプログラム」を策定している。また、平成18年2月に「筑紫野市ごみ減量推進連絡協議会」を設立し、環境イベント（フリーマーケット、環境フェア）、レジ袋削減、ごみ減量等の協力事業者認定制度並びにエコ飲食認定制度に取り組んでいる。連絡協議会の活動財源には、フリーマーケットでの収益を充てている。

こうした取組の中で、人口が増加しているにもかかわらず、ピークであった平成15年度のごみ排出量37,101トン（約1,060g／人）は、

平成 30 年度には 31,778 トン (約 838 g / 人) まで減少してきている。

5 委員会としての意見

(1) 農水産行政について

ア 鳥獣被害防止について

獣害対策は、エリアとして被害防止に取り組む必要があり、害獣ごとの被害マップの作成、被害作物、被害時期などの基本的な情報を収集し公表していくことが大事である。また、むやみに捕獲しない共生の考え方で、適正な頭数抑制の取組も必要である。そして新たな鳥獣被害の防止に努めるために、「サルイチ」等の情報配信システムの活用を調査研究して頂きたいと考える。

イ 家畜の排泄物処理に係るバイオマス等の処理施設について

バイオマス等の処理施設や堆肥センターを建設する事により、堆肥処理に苦慮している畜産農家の課題解決になり、また、畜産排泄物による硝酸性窒素の地下水汚染防止と、臭気の発散の軽減に繋がり、地下資源の環境も良くなる。

本市は畜産が盛んな地域であり、畜産農家から家畜排泄物の処理に苦慮している声がある。行政として本市の排泄物処理状況を調査し、把握した上、その結果によって、対策として、バイオマス等の処理施設及び堆肥センターについて検討していただきたいと考える。

(2) 商工・観光行政について

リノベーションまちづくり事業について

街の賑わい創出の方法はいくつかあると思われるが、リノベーションは街の賑わいを再生するために有効な手法の一つである。本市でも、リノベーションスクールを開催し、民間活力を活用しながらリノベーションを推進し、空店舗の解消につなげようと努力している。その中心となっているのが、タウンマネージャーと家守法人であり、今後も行政の支援が必要である。

そのため、現在行っている行政支援を継続し、民間再生法人等を育成するとともに相互協力すること、そして、早期に撤退した事業者も出てきており、開設時の事業計画の実効性をしっかり審査すること、また、現在営

業中の店舗が閉鎖しないよう、必要に応じて情報交換等を行うことが必要であると考える。

(3) 環境・森林行政について

ア 森林環境税について

本市は、元気な森づくり基金として積み立てているが、約6割の市町村は既に森林環境譲与税を森林整備に活用している状況がある。また、森林面積が1,000ha以上の市町村の4割は担当部署の新設や、地域林政アドバイザーを含めた担当職員の増員など体制整備を進めている。そこで、国の動向を注視しつつ、可能な限り早く本市における山林の現況把握調査に着手し、森林環境譲与税をどういう形で使っていくのかという行程表を林業関係者に示していただきたいと考える。

イ 自治体電力の取組について

近年、国においても、「再生可能エネルギー」の、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の推進をすすめてきている。石油や石炭、天然ガス等、有限な資源及び原子力に代わってのエネルギー確保策として、本市においても、再生エネルギー等の自治体電力の可能性について調査研究を行って欲しいと考える。

また、再生エネルギーの小中学校、庁舎、公民館、体育館等の公共施設への発電システムの確立を本市でも進めていただきたいと考える。

(4) 畜産の振興について

ア 畜産共進会について

令和2年10月30日から11月2日まで、都城市で「第15回全日本ホルスタイン共進会」が開催される。5年に一度開催される全国大会であり、今年は九州・沖縄ブロック大会がプレ大会として行われた。全国のグランドチャンピオンが選ばれる大会となれば、レベルの高い争いになり、その期待も高くなる事は間違いない。

一番懸念される事項は防疫体制である。防疫エリアを区分することを主催者側は計画しており、消毒マットや消毒テントが設置される。関係者のみの防疫体制ではなく、事前の市民への周知徹底が重要だと考える。他県での豚コレラの発生などもあり、防疫体制を国民共通の常識として定着させることが求められており、防疫に関するコーナーを設置するなど、

早急な準備が必要だと考える。

全国共進会は、カウントダウン体制になっており、マスコットキャラクターも使い情報を発信している。本市での開催が、多くの来場者を招いて行われる大会でもあるだけに、結果のみならず、防疫体制を徹底し、全国へ防疫体制でも先進的な経験を発信することが重要であると考え。そのことが、安心・安全な食の信頼性を高め、本市のイメージアップに繋がりを情報発信していくことができると考える。

イ 公営堆肥センターについて

(1) イ同様、バイオマス等の処理施設や堆肥センターを建設する事により、堆肥処理に苦慮している畜産農家の課題解決になり、また、畜産排泄物による硝酸性窒素の地下水汚染防止と、臭気の発散の軽減に繋がり、地下資源の環境も良くなる。

本市は畜産が盛んな地域であり、畜産農家から家畜排泄物の処理に苦慮している声がある。行政として本市の排泄物処理状況を調査し、把握した上、その結果によって、対策として、バイオマス等の処理施設及び堆肥センターについて検討していただきたいと考える。

ウ 竹笹サイレージ加工施設について

視察により、竹の活用及び、飼料自給率向上の取組が重要であることがわかった。本市で進められている、「竹笹サイレージ普及促進事業」で、牛と豚の肉質向上によるブランド確立を目指すために、有効活用を積極的に広報していただきたいと考える。また、事業を進めていく中で、飼料だけでなく、肥料としても効果があるとの結果が出ており、活用を促すよう取り組んでいただきたいと考える。そして、本市で開催予定の第15回全日本ホルスタイン共進会で、結果が示される様、対策について十分に調査研究していただきたいと考える。

(5) ごみ処理対策について

本市の現状を受け、まず、「ごみ減量」に向けての具体的な施策を体系的に設定することが必要であると考え。ごみ減量の取組は、市民自ら主体的に取り組むことで効果が得られると考えるが、これまでの取組を見る中で啓発だけでは継続した「ごみ減量」効果は期待できないと思われるため、「ごみ減量」に繋がる施策を体系的に設定し事業を推進していくことが必要であると考え。

また、市民と一体となった取組を進めるために「ごみ減量」に対する市民意識の高揚を図ることが必要である。市民の「ごみ減量」に対する意識を高めていくために文書等による啓発だけでなく、ごみ減量につながる具体的な事業提案、将来の「ごみ処理経費」拡大のリスク周知、環境保全との関連、地区別のごみ排出量・資源回収量の公表など、あらゆる視点で「ごみ減量」の必要性を直接市民に伝えていくことが必要であると考ええる。

リサイクル事業等については、市民の負担と市の将来経費負担を考慮し、事業効果や事業の在り方等について市民、関係事業者を交えた検討会等を設置し継続した事業と見直しの体制が必要であると考ええる。

今後の超高齢社会に向け、時代に即したごみ排出、収集方法の検討を行うことも重要であり、戸別収集など、近い将来に当面すると思われる課題を設定し検討しておく必要があると考ええる。

令和２年１月２２日

都城市議会

議長 榎木 智幸 様

広報広聴委員会

委員長 別 府 英 樹

広報広聴委員会報告書

平成３０年第２回都城市議会定例会及び平成３１年第１回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第１０９条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１ 調査事項

- （１）議会広報誌の編集及び発行に関する事項について
- （２）議会報告会の実施に関する事項について
- （３）意見交換の場に関する事項について

２ 本市議会における現状及び課題等について

- （１）議会広報誌の編集及び発行に関する事項について

ア 現 状

- ・ 年４回発行（定例会後の翌々月１５日前後）
- ・ 記事の構成については、その都度、委員会で協議
- ・ 校正のための委員会を３～５回開催
- ・ 見やすくするために、記事の構成、書式を変更
→ 一般質問、委員会審査、表決結果の記事など

イ 課 題

- ・ 一般質問の人数によってページ数が左右されるため、その都度記事の割り振りや内容を変更する必要がある。

- （２）議会報告会の実施に関する事項について

ア 現 状

- ・ 年 4 回開催
- ・ 案内用チラシの公民館への配付
- ・ 案内用ポスターの市内高等学校・大学等への配付
- ・ 案内方法、開催方法、内容を令和元年より変更
 - 小中学校、高校へ案内文書とポスターを持参し、参加依頼をする。
 - 街頭でのチラシの配布、スーパー等でのポスター掲示
 - ラジオ放送を利用した広報
 - 報告の時間を短く、意見交換の時間を長く
 - 一斉での意見交換ではなく、グループ別協議に
 - 設定したテーマをもとに意見交換
 - 議員の自由な発言も可とする。

イ 成果と課題

- ・ やり方を大きく変えて実施した議会報告会であったが、開催の案内が不十分だった上に、一切動員等はかけなかったもので、参加者はこれまでより少なかった。
- ・ 議会報告会後のアンケートでは、次回も参加したいという声が圧倒的に多く、実施方法を変更したことはよかったようだ。

(3) その他議会の広報広聴に関する事項について

ア 現 状

- ・ 「都城市さんさんクラブ」の申し出により意見交換会を実施
- ・ 「都城市自治公民館連絡協議会」に依頼して意見交換会を実施

イ 課 題

- ・ 意見交換会は相手側、議会側双方からの申し出が可能なのだが、議会側から申し出る場合の実施要領が未整備ところがあり、検討が必要である。

3 調査・活動の経過

平成30年 8月20日	議会報告会（市内1会場）
11月15日	行政視察（鹿児島県霧島市）
11月16日	意見交換会（都城市さんさんクラブ）
11月16日～20日	議会報告会（市内3会場）
平成31年 4月～令和元年 6月	委員会（議会報告会、議会だよりのあり方について数回にわたり2つの班で検討）
令和元年 8月17日～18日	議会報告会（市内4会場）
10月15日	委員会（行政視察中止の決定・豚コレラ感染予防）
11月20日	意見交換会（都城市さんさんクラブ）

11月28日
令和2年1月8日

意見交換会（都城市自治公民館連絡協議会）
委員会（所管事務調査報告書の内容確認）

4 調査の内容

（１）議会広報誌に関する調査

ア 鹿児島県霧島市議会の取り組み

（ア）議会だよりの発行について

- ・ 年４回（５月、８月、１１月、２月）発行、各４３,１００部
- ・ 予算 １.２円×２０頁×４３,１００部×４回＝４,１３７,６００円

（イ）議会だよりの作成日程

- ・ 本会議初日～企画会議
本会議終了前々日～校正①
終了後～校正②、③、④

（ウ）企画会議

- ・ 特集記事の検討、掲載項目選定、担当委員の決定
- ・ 一般質問形式～一人２問まで、４５０文字程度、タイトルはインパクトある表現にする。

（エ）校正

- ・ 校正①②～一般質問の校正、２人１組で確認後全員で確認する。
- ・ 校正③④～一般質問以外のページの内容、構成を全員で確認する。

（オ）特集記事

- ・ 議員と語ろかいの話題、特集記事に使えるような内容を常に考えておく。

（カ）ページに余裕があるとき

- ・ 議会の様々なことについて、市民に分かりやすく説明するページを特設する。

（キ）今後の目標

- ・ 議長会が主催する議会広報研修会に参加し、３つの目標を設定
「写真を生かしたすっきり紙面、子どもでも読みやすいあっさり紙面、
知りたい情報が分かりやすいばっちり紙面」

（２）議会報告会、意見交換会に関する調査

ア 鹿児島県霧島市議会の取組

（ア）議会報告会開催の経緯

- ・ 平成２３年より年４回、市内７カ所で開催（計２８回）
- ・ １つの班８名の４班体制で実施、１地区当たり約２１名の参加人数

- ・ 議会の内容について1時間の報告後、30分の意見交換会
 - (イ) 議会報告会から「議員と語ろかい」へ
 - ・ 市民に開かれた議会にするため、翌年11月より「議員と語ろかい」へ移行
 - ・ 名称も「議会報告会」から「議員と語ろかい」へ変更
 - (ウ) 議員と語ろかいの地域巡回型と公募型について
 - ・ 地域巡回型～自治公民館を巡回しながら開催、年2回×8地区
 - 19:00～20:30で10分の報告、70分意見交換
 - 意見は「要調査」「要回答」「行政へ要望」「回答不要」に仕分
 - ・ 公募型～2月、8月の年2回、公募した団体が希望する日時で開催
 - (エ) 議会がより市民に開かれたものにするためにはどんな取り組みが必要か？
 - ・ 議会だよりを見やすくする 541名、議員と語ろかい充実 107名 他
- ※ 市民意識調査結果より
- (オ) 創意・工夫をした点
 - ・ 一方的な報告から意見交換を重視する内容へ変更した。
 - ・ 意見交換時には議員個人の意見が述べられるように変更した。

5 活動の内容

(1) 広報に関する事項

ア 市議会だよりの発行

- ・ 平成30年5月15日 No. 17 発行
- ・ 平成30年8月15日 No. 18 発行
- ・ 平成30年11月15日 No. 19 発行
- ・ 平成31年2月15日 No. 20 発行
- ・ 令和元年5月15日 No. 21 発行
- ・ 令和元年8月9日 No. 22 発行
- ・ 令和元年11月15日 No. 23 発行
- ・ 令和元年2月14日 No. 24 発行

イ ホームページの活用

ウ ケーブルテレビによる議会放送の実施

エ Facebookによる情報発信

} いずれも議会事務局が担当している。

(2) 広聴に関する事項

ア 議会報告会の実施

(ア) 平成30年8月20日 (日) 19:00～20:30

	祝吉地区公民館	参加者 18 名
※ 以下3会場は台風のため8月から11月に延期		
(イ)	平成30年11月16日(金) 19:00～20:30	
	五十市地区公民館	参加者 13 名
(ウ)	平成30年11月19日(月) 10:00～11:30	
	西岳地区公民館	参加者 20 名
(エ)	平成30年11月20日(火) 19:00～20:30	
	高崎地区公民館	参加者 21 名
(オ)	令和元年8月17日(土) 10:00～11:30	
	高城生涯学習センター	参加者 10 名
(カ)	令和元年8月17日(土) 14:00～15:30	
	山田総合支所	参加者 8 名
(キ)	令和元年8月18日(日) 10:00～11:30	
	都城市ウェルネス交流プラザ	参加者 14 名
(ク)	令和元年8月18日(日) 14:00～15:30	
	山之口シルバーヤングふれあいの里	参加者 3 名

イ 意見交換会の実施

- (ア) 平成30年11月16日(金) 13:30～16:00
 対 象：さんさんクラブ都城市役員
 会 場：都城市総合福祉会館
 参加者：市議会議員(16名)、さんさんクラブ役員(24名)
- (イ) 令和元年11月20日(水) 9:30～11:00
 対 象：さんさんクラブ都城市役員
 会 場：都城市総合福祉会館
 参加者：市議会議員(13名)、さんさんクラブ役員(20名)
- (ウ) 令和元年11月28日(木) 11:00～12:00
 対 象：都城市自治公民館連絡協議会
 会 場：都城市コミュニティセンター
 参加者：市議会議員(29名)、自公連理事(17名)

6 委員会としての意見

(1) 議会広報誌の編集及び発行に関する事項について

議会広報誌(市議会だより)の編集及び発行については、市民にとって親しみのある、読みやすい誌面の作成に心がけた。特に、一般質問、委員会の審査

状況の部分については、文字数や書式などを大幅に変更し、見やすい誌面にすることができた。

反面、内容を精選した結果、情報量が減少したため、市民に伝えたい情報を記事にすることができないこともあった。他市の広報誌に比べるとページ数も少ない。今後はもう少しページ数を増やして、読みやすく、市議会の活動内容がしっかり伝わる議会広報誌にしていく必要があると考える。そのためには、議会広報誌について規定している「都城市議会基本条例運用基準」の見直しと、それに合わせた議会広報誌の作成要項の整備が必要であると考えたため、今回、運用基準の見直しの提案書と要項の素案を作成した。

（２）議会報告会の実施に関する事項について

議会報告会については、１年目は従来通りの形式で行った。２年目は、霧島市議会での調査を参考にしながら次の点を工夫した。

- ・ 説明の時間を短くし、意見交換の時間を大幅に伸ばした。
- ・ 会場毎に市民の関心が持てそうなテーマを設定した。
- ・ 少人数グループで意見交換をした。
- ・ 議員も自分なりの考えを自由に言えることとした。
- ・ 少人数グループでの意見交換の内容をみんなで共有するため、終わりの方でそれぞれのグループでの意見を出し合った。

また、多くの市民に参加してもらおうと、事前の広報にも力を入れた。

- ・ 小中高校、高専、大学、専門学校に案内文書とポスターを持っていった。
- ・ スーパーなどにポスターの掲示を依頼したり、チラシを置いてもらったりした。
- ・ 市役所の玄関やスーパーの前、公園などでチラシを配布した。
- ・ ラジオの「ドキドキナビ」で議会報告会の案内をした。

参加した市民が大変少なかったことから、広報は必ずしもうまくいったとは言えないが、市民一人一人に議員が直接チラシを手渡す活動は、市民との距離を縮める上では効果があると考ええる。また、今回は、広報広聴委員だけで行ったが、今後は全議員がチラシ配布などをするとよい。

少人数グループでの意見交換では、参加者から予想以上に多くの意見が出された。事後のアンケートでも「今後も参加したい。」という意見がほとんどであり、方法としてはよかったようだ。今後は、さらに参加者の意見をまとめたり、深めたりするような取組が必要である。

（３）意見交換の場に関する事項について

通常、意見交換会では相手が決まっているので、事前の広報は必要ない。また、テーマは事前に決まっているので、意見交換もしやすいと思われる。それだけに、出てきた意見を皆で共有し、深めていき、提言となるようなところまで高めていく必要がある。今回は、出された個々の意見を各委員会に振り分け、提言の材料にしてもらえるようにしたが、今後もさらに工夫をしていく必要がある。また、申し出を待つだけではなく、こちらから意見交換会をお願いしていくことが、広聴機能を高める上では大切である。そのためには、意見交換の場について規定している「都城市議会基本条例運用基準」の見直しとそれに合わせた開催要項の整備が必要であると考えたため、今回、議会報告会と意見交換会を２つの大きな「意見交換の場」と捉えて整理し、運用基準の見直しの提案書と要項の素案を作成した。

基本条例運用基準の見直しに関する提案

現在の運用基準では、広報広聴の部分をあまりに細やかなところまで記述しているため、少しの変更でも議会運営委員会にかけなければならず、大変不便な状態である。そこで、下記の通り、広報広聴委員会が作成するマニュアル（または要項）に移すことで、弾力的な運用ができるようにしたいと考えている。

1 議会の透明性、説明責任のためになすべきことに関する部分

議会基本条例	基本条例運用基準	〇〇マニュアル
改廃の権限（市長・議会）	改廃の権限（議会運営委員会）	改廃の権限（広報広聴委員会）
第8条 （市民参加及び市民との連携） 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分果たさなければならない。	【5 市民への情報の公開】 市民に対する議会の活動に関する情報の公開は、次のとおりとする。 (1) 市議会本会議をケーブルテレビ及び庁舎内のモニターで放送する。 (2) 市議会だよりを作成し、市民等に配布する。市議会だよりの掲載事項については、次のとおりとする。 ① 主な議案の議決結果 ② 委員会の活動報告 ③ 一般質問の内容 ④ 各議員の賛否状況(表決が分かれたものについてのみ掲載) ※ 賛否の意思表示の状況については、会議録の末尾に参考資料として一覧表を添付。 ⑤ その他広報広聴全般に関する事項 (3) 市のホームページ内の市議会のページの充実努める。ホームページに掲載する事項は、次のとおりとする。また、フェイスブックを開設し、ホームページにリンクさせる。フェイスブック掲載事項については、広報広聴委員会において決定する。 ① 議会の構成及び紹介等 ② 議員名簿 ③ 定例会のスケジュール及び議案件名等一覧 ④ 請願・陳情等の内容と書式及び取り扱い ⑤ 一般質問通告内容 ⑥ 議会基本条例等議会改革の取り組み ⑦ 定例会及び臨時会の会議結果 ⑧ 委員会及び会派先進地視察報告書などの実績報告書 ⑨ 市議会だより ⑩ 議長交際費の使途及び金額 ⑪ 本会議会議録 ⑫ 政務活動費実績報告書の公開 ⑬ その他議長が必要と認めたもの (4) 市民を対象とした報告会を開催する。開催方法等については運用基準9のとおりとする。	変更 (1) 市議会本会議を次の方法で放送する。 ① ケーブルテレビ ② 市庁舎内のモニター ③ インターネット配信 ④ その他 「市議会だより作成マニュアル」に移す。 「多様な媒体による広報活動マニュアル」を作成することを前提に、そちらに移す。

変更

(2) 市議会だよりを作成し、市民等に配布する。市議会だよりの掲載事項については、広報広聴委員会が決定し、別途要項（マニュアル）において定める。

変更

(3) 市のホームページ内の市議会のページの充実に努める。また、フェイスブック等を開設し、議会の情報発信に努める。ホームページ及びフェイスブックに掲載する事項については、広報広聴委員会が決定し、別途要項（マニュアル）において定める。

2 意見交換会に関する部分

議会基本条例

改廃の権限（市長・議会）

5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

【8 意見交換の場】

（1）市民との意見交換の場として議会報告会や意見交換会等いろいろな機会を設け、市民の意向を把握し、政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図り、議会活動に反映させるものとする。

基本条例運用基準

改廃の権限（議会運営委員会）

【8 意見交換の場】

意見交換の場については次のとおりとする。

（1）意見交換の場については、議会又は委員会が、議会報告会等を開催することにより、市民との対話の機会を設け、常に市民の意向を把握し、政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図り、議会活動に反映させるものとする。

（2）市民から申し出があった場合、又は議員から申し出があった場合には、意見交換の場を設けるかどうか、広報広聴委員会に諮って、議長が決定する。ただし、常任委員会又は特別委員会所管の事項に係るものについては、議長が当該委員会に諮った上で、各委員会を派遣する。

（3）意見交換の場に派遣する議員は、広報広聴委員会に諮って、議長が決定する。

（4）派遣議員の互選により、代表者、記録者を置き、結果報告については、意見交換会終了後速やかに、代表者が議長に文書による報告書を提出する。

（5）意見交換の場で市民から出された意見・要望等の取扱いについては、次のとおりとする。

① 市政への陳情、要望等については、請願制度等による手続の助言を行う。

② 執行部に関するものについては、担当課等を紹介するなどの助言を行う。

③ 議会活動に関するものについては、傍聴手続や請願制度など、その場で回答できるものについては、回答するものとし、その他のものについては、今後の議会活動の参考にする旨を伝える。

〇〇マニュアル

改廃の権限（広報広聴委員会）

「意見交換の場に関するマニュアル」を作成することを前提にそちらに移す。

3 議会報告会に関する部分

議会基本条例

改廃の権限（市長・議会）

第9条（議会報告会）
議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

変更

【9 議会報告会】

報告会は年4回開催し、全議員が1回は参加する。また、必要が生じた場合は別途開催できる。報告会の開催方法及び内容については、広報広聴委員会が決定し、別途要項（マニュアル）において定める。

基本条例運用基準

改廃の権限（議会運営委員会）

【9 議会報告会】
議会報告会については次のとおりとする。

(1) 報告会は班単位で開催する。班の編成・構成等については以下のとおりとする。

① 班は正副議長を除く8人以内で構成し、4班編成とする。

② 班構成は、期別、所属委員会、会派等を考慮し、広報広聴委員会が決定する。

③ 班に班長、司会、報告者、記録者、設営機材担当者を置き、構成員の互選により決定する。

④ 市民等に対する答弁については、班長の整理の下、議会としての報告会であるという共通認識を持って、適切かつ丁寧に行うよう留意する。

⑤ 開催時期・開催場所は広報広聴委員会において決定する。

⑥ 報告会には議長又は副議長いずれかが出席し、開会あいさつを行う。

(2) 報告会の内容については次のとおりとする

① 議会の活動状況

② 議案の審議状況

③ 市民との意見交換

④ その他必要と思われる事項

(3) 報告会での配布資料は共通のものとする。

(4) 報告会の結果は、終了後速やかに所からの報告書を受け、委員長が議長に文書による報告書を提出する。

(5) 報告会で市民から出された意見・要望等の取り扱いについては、次のとおりとする。

① 市政への執情、要望等については、請願制度等による手続の助言を行う。

② 執行部に関するものについては、担当課等を紹介するなどの助言を行う。

③ 議会活動に関するものについては、傍聴手続や請願制度など、その場で回答できるものについては、回答するものとし、その他のものについては、今後の議会活動の参考とする旨を伝える。

〇〇マニュアル

改廃の権限（広報広聴委員会）

「意見交換の場に関するマニュアル」を作成することを前提にそちらに移す。

4 広報広聴機能に関する部分

議会基本条例

改廃の権限（市長・議会）

第22条	【広報広聴機能の充実】 議会は、市民に対し広報誌等を利用して、議会の活動について分かりやすく周知するとともに、広く市民の意見等を聴取できるよう、広聴活動にも努めるものとする。
------	---

変更

①意見交換会の場の設定に関する
こと。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な媒体を活用して多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、積極的な広報及び広聴活動に努めるものとする。

変更

（2）既存の広報広聴としては、議会広報誌、フェイスブック、ホームページ、ケーブルテレビ、議会報告会、意見交換会などがある。しかし、今後、情報通信技術の飛躍的な発達に伴い、もっと多様な媒体の進歩が、予想されるので、広報広聴の機能をさらに高めることができる媒体については更に調査し、積極的な活用を図る。

基本条例運用基準

改廃の権限（議会運営委員会）

【21 広報広聴機能の充実】 (1)議会の広報及び広聴に関する事項は、広報広聴委員会が所掌し、その委員構成は、同委員会を除く4常任委員会から2名ずつ選出する。また、広報広聴委員会が行う主な業務は次のとおりとする。 ①議会報告会の開催に関すること。 ②市民からの意見等の整理に関すること。 ③議会だよりの編集及び発行に関すること。 ④ホームページ及びソーシャルメディアによる公開並びに掲載事項に関すること。 (2)多様な媒体の活用については、次のとおりとする。 ①議会だよりの掲載事項については5(2)のとおり。 ②市のホームページ、掲載事項については5(3)のとおり。 ③議会報告会、報告会の内容については9のとおり。

〇〇マニュアル

改廃の権限（広報広聴委員会）